

平成 30 年 5 月 28 日

特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ  
理事長 須田 幸隆  
連絡先 045-744-5600

## 第 4 期 横浜市地域福祉保健福祉計画（成年後見制度利用促進基本計画） 素案に関する意見

～資力が乏しくとも容易に使える制度を目指して～

<はじめに>

私たちの法人は、法人後見を実施する団体です。既に延 64 件の受任を実現しています。私たち法人の中心メンバーは、平成 12 年 4 月新しい成年後見制度が導入された時から、社会福祉士として個人後見業務に従事してきましたが、平成 23 年 10 月横浜市社会福祉職 OB が中心となり、法人後見を目指して NPO 法人を設立しました。平成 24 年 2 月には横浜家庭裁判所から、NPO 法人としては横浜で最初の法人後見人に選任されています。

国の成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワーク構築が中心的課題です。そこで先ず、地域で関係機関の連携が生かされた典型的な実例を紹介します。

平成 29 年 4 月、A 区の地域包括支援センターから認知症の疑いのある父親と精神障がいのある長女の 2 人世帯について相談がありました。最初、長女から障がい者の基幹相談支援センターに「父親の様子が変だ！」と SOS が入ったそうです。基幹相談支援センターは、地域包括支援センターに連絡、その地域包括支援センターは、さらに私たち法人と区役所に連絡します。

- ・父親は受診せず、介護保険サービスは未使用
- ・長女は、食事・家計管理が十分できず父親の介護はネグレクト状態
- ・家はゴミ屋敷状態

平成 29 年 7 月、長女が地域包括支援センターの社会福祉士と連れ立ってつばさの事務所に来所しました。面談を終えて、長女に感想を聞くと「つばさはアットホームな雰囲気良かった」と言ってくれました。

平成 29 年 7 月、早速私たち法人からふたりの会員（SV と担当候補者）がご自宅を訪問し、実情を把握したところ負債も数件あることが判明した。親族（長女）申立ではあるが、家裁申立支援は区役所と地域包括支援センターが行うことになりました。こうして関係者間で情報を共有しながら、家裁申立の準備を進めました。

平成 29 年 10 月、最初の相談からほぼ半年で、私たち法人を後見人にするとの家裁審判が出ました。審判後は、介護保険サービスを導入しケアマネージャーやホームヘルパーと共に、住み慣れた家での生活が継続できるよう家族支援にあたっています。数件の負債は、既に司法書士に委託し解決しています。障害のある長女にも基幹相談支援センターと連携し適宜助言をしています。このように地域では、既に成年後見制度利用のために地域で関係者が連携し、チームワークでの支援が実現できている例もあります。

以下に、私たちの経験を踏まえ、素案についての意見（12 項目）、その他の提言（4 項目）行いますので参考にしてください。

## I 素案についての意見

1. 60 ページ 見守りの仕組みづくり、実践への支援の中の「徘徊する」は「外出で道に迷う」に置き換えてはどうか

(理由)

「徘徊」という言葉はネガティブで、最近では当事者から使わないでとの声が出ています。行政でも見直しを始めたところもあると報道されています。

2. 70 ページ 現状と課題に次の1点を加えてください。

法人後見の普及・啓発事業

◆横浜市では、平成26年度より、成年後見制度法人後見支援事業に取り組んでいます。

(理由)

市民後見人養成と同列に課題として掲げないと、次の<柱 2-3-2>成年後見人等への支援の推進につながらないのではないかと。なお、国の定めた成年後見制度利用促進基本計画の中でも「法人後見の活用が有用である」と明記されています

3. 70 ページ 目指す姿の中の「高齢者や障害者が自分の力を生かしながら」とあるのは「高齢者や障害者が支援を受けながら」とする方が適切ではないか

(理由)

前段で「制度が必要な方の利用が促進されること」とあるからです。また意思決定支援の考え方を踏まえてです。

4. 71 ページ 上から6行目、「本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」は、「成年後見人等は、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります」とすべきではないか

(理由)

文章に主語がないからです。

5. 71 ページ 法定後見制度の説明で、「本人や四親等内の親族等が」とあるのは「本人や配偶者、四親等以内の親族等が」とした方が良くはないか

(理由)

一般的な説明（民法7条）では、配偶者を省略していないからです。

6. 71 ページ 任意後見制度の説明で「あらかじめ自分で選んだ代理の方（任意後見人）と契約によって」は「あらかじめ自分で選んだ方と任意後見契約を結び」とすべきではないか

(理由)

任意後見制度は、家裁で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見人であり、それまでは任意後見人候補者に過ぎないからです。

#### 7. 72 ページ 申立て支援に次の4点を加えてください

- 身近な相談窓口の充実
- 法テラスとの連携の推進
- 区長申立の促進
- 横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開

(理由)

資力の乏しい方の申立支援では、申立費用助成の整備は必要要件であって十分条件ではないからです。

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区役所、区社会福祉協議会では、制度利用の相談だけではなく家裁申立の支援も行ってください。

総合法律支援法が改正され、法テラスでは平成30年1月24日から、高齢者・障がい者等で認知機能が十分でない方に対する援助として、「出張」による法律相談が始まっています。資力の乏しい方々の成年後見制度利用促進のためには、法テラスとの連携が不可欠です。

70 ページ、現状と課題 成年後見制度 「◆制度利用の面からみると障害者の利用が進んでいない状況です。」とあります。その理由は何でしょうか。

市町村長の審判請求については、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で、「その福祉を図るため特に必要があると認めるときは審判の請求をすることができる」とされています。翻って、区役所の状況をみると、認知症高齢者の区長申立はそれなりに進みます。しかしながら、障害者取り分け知的障害者については、なかなか進まないのが実情です。中には、相談しても3年も4年も放置されている例も見受けられます。実態を検証し、その福祉を図るために必要がある事例が放置（不作為）されることなどないように改善をしてください。

横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の公開も求めます。一般的に市民との情報共有、透明化を図ることは言うまでもないことです。然るに横浜市は成年後見制度利用支援事業に関わる情報は、「報酬助成を申請する方へ」と題するチラシだけです。お隣の川崎市を見てもホームページで情報を提供しています。今後、成年後見制度利用支援事業の在り方の議論も必要かもしれませんが、まずは要綱の公開を求めます。

#### 8. 72 ページ権利擁護に関する取組に次の2点を加えてください

- 苦情対応制度化の検討
- 第三者評価導入の検討

(理由)

成年後見制度利用促進の庶務は、平成30年4月内閣府から厚生労働省に移管されています。成年後見については、厚生労働省所管の介護保険や福祉サービスと違って利用者の苦情対応の制度が整っていないこと。後見業務の質の向上のため第三者評価が有効なこと。

## 9. 74 ページ 後見人の養成・支援に次の1点を加えてください

### ■区社協での法人後見実施

(理由)

このことについては、平成23年3月26日の市会本会議（地震のため開催できず書面質疑）で鶴見区選出の議員により質問があります。市長による回答も行われています。その後、社協の長期計画の中で平成30年度実施とされてきました。丁度その平成30年度を迎えています。計画通り実現すべきではないのか。

なお、地域での成年後見制度利用のニーズは高まっています。利用者が法人後見実施団体を選ぶことが出来るくらいの環境整備が必要です。今後は、財政基盤の安定した社協型の法人後見も柔軟な対応のできるNPO型の法人後見も必要です。

## 10. 74 ページ コラム法人後見支援事業について

このことについては、平成28年2月24日の市会本会議で、緑区選出の議員が質問しています。国では平成25年度より成年後見制度法人後見支援事業を地方自治体の必須事業に位置付けています。

支援事業としては、

- ①法人後見実施のための研修
- ②法人後見の活動と安定的に実施するための組織体制の構築
- ③法人後見の適切な活動のための支援
- ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進に関する事業等々が掲げられています。

横浜市でも、その趣旨通りに実施すべきです。

## 11. 74 ページ 法人後見取組検討会について

横浜市は、特定の団体・会員の法人後見実施団体ではなく、高齢も障害も、在宅も入院・入所にも対応できる法人後見実施団体を養成・育成すべきです。

## 12. 90 ページ 社会福祉法人の地域貢献の推進に次の一点を加えてください

◆社会福祉法人は、地域における公益的な取り組みの一つとして低所得の高齢者・障害者に対して、自ら成年後見等を実施することも含めその普及に向けて実施することが期待されています。

(理由)

国の成年後見制度利用促進基本計画の中でも記述されています。しかしながら、社会福祉法人が関わる場合には、そのサービス利用者との利益相反が厳しく問われます。その問題を克服（別組織 監督人 特別代理人 組織の透明性など）し、障害理解、本人理解に長けている社会福祉法人が関わる途を切り拓くべきではないか。

## Ⅱ その他の提言

### 1. 横浜市社協の法人後見の在り方

全国最大の基礎自治体社協として、横浜市社協は平成 12 年度当初から法人後見を実施し、全国の社協の法人後見をリードしてきた功績は大きいものがあります。しかしながら、370 万人の都市としてたった一つの社協型法人後見で良いのでしょうか。本来、市社協の役割は法人後見実施に直接関わるのではなく、この分野のグラウンド整備、環境整備に徹することではないのか。

### 2. 成年後見制度利用支援事業の改善

この事業については、平成 24 年度から地方自治体の必須事業になっています。横浜市では平成 30 年度約 1 億 2000 万円を計上し、その努力には敬意を表します。しかしながら、申立費用の助成については相変わらず区長申立だけに限っています。ホームレス事例について、区役所に相談したところ、本人申立で行ってくださいと追い返されたことがあります。この事例については、つばさ基金から診断書料と鑑定料を工面し、審判にたどり着いています。こうした事態が生じないように至急改善してください。

### 3. 地域連携ネットワークの構築

72 ページの中核機関・ネットワークの構築では横浜型と表現されていますが、横浜型とは何ですか。私たちは、地域とは、市域でもなく、区域でもなく、文字通り地域であるべきと考えます。地域連携ネットワークとは事例検討会程度の区サポートネットなどではなく、個別事例支援に真に役立つネットワークでなければなりません。区役所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、民生委員などと地域で連携し支援を進めるべきものと考えます。

### 4. 市民後見人の養成

第 4 期横浜市市民後見人養成課程説明会のチラシでは対象を、「第三者後見人等（他の団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む）として、他で受任していない方。また、今後も受任しない方。」と限定していますが、民間ではなく横浜市が養成しているからこそ限定すべきではないと考えますが如何ですか。

以上